

東日本大震災に伴う村発注工事の前金払の取扱いについて

1 趣旨

東日本大震災の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、地方自治法施行令及び同法施行規則が改正されたことを受け、村発注工事の前金払の割合の引上げ等を行い公共工事の適正かつ円滑な施工の確保をしようとするものです。

2 取扱いの要点

村営建設工事の前金払の割合を請負代金額の「10分の4」から「10分の4.5」に引き上げます。

3 改正内容

村営建設工事請負契約書の読替え

- (1) 別記第34条第1項に規定する前金払の割合を「10分の4」とあるのは「10分の4.5」に読替えます。
- (2) 別記第34条第5項に規定する請負代金額が著しく増額された場合の前金払の割合を「10分の4」とあるのは「10分の4.5」に読替えます。
また、中間前払金を受けているときの割合を「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と読替えます。
- (3) 別記第34条第6項に規定する請負代金額が著しく減額された場合の前金払の割合を「10分の5」とあるのは「10分の5.5」に読替えます。
また、中間前払金を受けているときの割合を「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と読替えます。
- (5) 契約書(別記)については、変更せず読替えによる対応とすることとします。

4 対象工事

次のいずれかに該当する工事が対象となります。

令和4年7月1日以降に新たに契約を締結する村営建設工事

5 措置期間

地方自治法施行令及び同法施行規則における必要経費の前金払の割合が改正(廃止)されるまでの期間となります。